

解題

一、はじめに

小平市史料集第二十集は『村の生活6』として「養料金・貯穀」と「白土・石灰」に関する史料を収録しました。内容としては、養料金・貯穀に関する史料が二六二点、白土・石灰に関する史料が四七点で合計三〇九点の史料を収録しています。

石灰については、古文書目録第八集『小川家文書目録』の解題に「石灰の伝馬継」として概略について説明しており、収録した史料四七点の内四五点が小川家文書ですので、改めて解説する必要はないと思われます。また、養料金については古文書目録付編Ⅱ『御用留内容目録1（大沼田新田）』の解題で御用留の中に多くの記載があることを紹介しましたが、内容の説明はしておりませんので、ここでその概要を説明したいと思います。

二、養料金と貯穀

本史料集の目次を見ていただくと、小川村の史料で養料金に関するものは**史料2**と**史料46**の二点のみで、大半は貯穀に関する史料です。これに対しその他の村の史料はほとんどが養料金の貸付及び割渡帳と種や肥やしの返納受取覚で占められています。この理由は養料金制度について知ることによって解明できると思いますので、次に養料金について見てみることにします。

大石学編『多摩と江戸』の「第13話 武蔵野新田の助成政策」に、湯浅淑子氏が次のように書いています。

武蔵野新田には、「養料金并溜雑穀」という助成制度がありました。この制度は、武蔵野新田に住む農民が、毎年御役所から「養料金」という名前の助成金の支給を受け、そのかわりに、村内に造られた穀物用の蔵に雑穀を溜めていく、という制度でした。（中略）武蔵野新田だけに見られた独特の制度です。

（中略）また、この制度の特徴として、受け取る助成金が平等である分、返済する雑穀の量も全世帯で同量でした。

このことから明らかなように、養料金制度は武蔵野新田だけに見られた独特の制度であり、同じ武蔵野に存在する村でも享保以前に成立した村は対象になっていません。したがって、小川村は養料金の助成を受けられなかったために、養料金の貸付及び割渡帳が残っていないということです。

しかし、『国史大辞典』の「困米・貯穀」に、「江戸時代に至っても山野荒廃し、旱害・水害・虫害・冷害などにあい、しばしば凶作・飢饉に見舞われたので、幕府・各藩は備荒貯蓄を行なった。」とあり、『牧民金鑑』の第十一には貯穀の項目が立てられ文化年代以降の触書が収録されています。

小川村には寛保元年（一七四一）の**史料1**「覚（雑穀村困取集貯置高書上）」が残されています。これによると、「雑穀村困ニ取集貯置、凶年之節又者大難永病等ニ而百姓相続成兼候者共え為ニ用心_レ之兼而取集置可_レ申段被_レ仰付_レ難_レ在奉_レ存」と記され、凶年や大きな難儀及び長患いなどの困難に備えて雑穀を取集めて村困いとして貯えておくための備荒貯穀制度が、代官上坂安左衛門によって触れ出されたことが分かります。この後も明和五年（一七六八）の**史料3**「亥取集メ穀取立帳」を始めとして寛政から文化にかけては毎年のように貯穀取集小前帳が残されています。文政以降は少なくなりますが、慶応三年（一八六七）の**史料44**「村方雑穀取調口帳」まで貯穀制度が存続していることを確認することができます。

貯穀高を調べてみると、明和五年（一七六八）には一軒に付粟一升を集め、村全体では二石（**史料3・4**）でした。寛政二年（一七九〇）からは集める穀物が粟から稗に変わり、取集めの対象が一軒ごとから一人ごとになっています。文化六年（一八〇九）の**史料26**には「天明八申年被_レ仰出_レ候貯穀之内」と記されていて、この貯穀制度が天明八年（一七八八）から継続しているものであることが確認できます。また、小平市史料集第三集『御用留（大沼田新田1）』の天明八年九月朔日に「此度諸国御料所村々凶作等ニ而及_レ飢渴ニ_レ候節急難為_レ取続_レ百姓貯穀之儀被_レ仰出_レ候」とあり貯穀の触れが出されています。このことから、天明八年に取集の方法が変更されたものと思われます。

具体的な内容としては、男一人に付六合・女一人に付四合ずつ七日分を集め、村全体で三一石八斗八合となり大幅な貯穀高となります。しかも、増石分として男女一人に付五合ずつ二日分を集め、村全体で九石一升が加わりますから合計四〇石八斗一升八合の貯穀となります（**史料6**）。この貯穀方法は年を追って変化しており、早くも二年後の寛政四年（一七九二）には男一人に付六合・女一人に付四合ずつに減り、日数も七日分だったものが三日分に減少し、増石分はなくなります（**史料8**）。そして、文化三年（一八〇六）には更に二日分に減っています（**史料24**）。

貯穀制度は本来凶作時に備えるための制度なので、当然貯めたものが使われることもあります。その事例が表1「小川村の貯穀下渡と詰戻」に見るように、文化五年（一八〇八）の不作以来度々の違作や凶作によって貯穀の下げ渡しが行われています。

【表1】小川村の貯穀下渡と詰戻

西暦	凶作年	下渡年	下渡高	詰戻期間	1年当り詰戻高
1808	文化5年	文化6年	稗152石2斗2升6合	文化8年から5か年季	30石4斗4升5合2勺
1810	文化7年	文化7年	稗212石2斗2升6合	文化10年から5か年季	42石4斗4升5合2勺
1821 1823	文政4年 文政6年	文政4年		文政7年から	
1833	天保4年	天保4年	稗364石4斗5升2合	天保5年から5か年賦	72石8斗9升9勺
1861	文久元年	文久元年	稗226石6斗6合	文久元年から5か年賦	45石3斗2升1合2勺
1867	慶応3年	慶応3年	稗215石4斗	慶応3年から5か年賦	43石8升

文化五年（一八〇八）には「夏秋中雨天相続田畑とも不作ニ付小前之者共夫食ニ差支候」ということで、文化六年には稗一五二石二斗二升六合の下げ渡しが認められ、翌七年から一年に稗三〇石四斗四升五合二勺ずつ詰戻すことになっています（史料26）。しかし、文化七年も不作だったので、この年にも稗二一石二斗二升六合が下げ渡され、詰戻しは一年ずつ先延ばしして文化八年から開始されますが、二年分ですので同時に返済するのは困難で、文化六年の詰戻しは文化八年から十二年まで、文化七年の分は文化十三年から文政三年までに詰戻す予定になっています（史料28）。文化七年の分は、実際には文化十年から開始されていますので（史料32）、文化十四年には完済したものと思われます。

そして、史料33によればこの詰戻しが終わって間もない文政四年（一八二一）には早損、六年には大風雨に見舞われ、再び貯穀の下げ渡しが行われ、この年の貯穀と詰戻しは翌七年からにしてほしいと願い出ています。この後、天保四年（一八三三）の違作でも稗三六四石四斗五升二合の下げ渡しが行われ、翌年から一年に七二石八斗九升九勺ずつ五か年賦で詰戻されています（史料36・37）。伊藤好一『天保期の相場表』によれば田無村の天保七年の稗相場は一両に付稗一〇斗ですから年に七三兩程の返済をしていたことになり、同年の小川村の年貢高は永二一貫三〇九文二分ですから、年貢高の三四・五パーセントに当たります。

このように、貯穀制度は凶作に苦しむ農民たちを救済する有効な対策であった反面、その詰戻しは楽ではなかったものと思われます。しかし、順調に推移すれば貯穀高は増え、万延元年（一八六〇）の「貯穀有高書上帳」には稗三六四石四斗五升二合が当村有高として記されています（史料41）。

この貯穀高も翌文久元年（一八六一）には減少することになり、理由は記されていませんが稗二二石六斗六合の下げ渡しが行われています。この詰戻しは即この年から五か年賦で年四五石三斗二升一合二勺ずつとなっていますが、文久二年分の詰戻しが行われたのは文久三年十月のことなので（史料43）、実質的に一年遅れで返納されています。そして、この詰戻しが終了した翌慶応三年（一八六七）には凶作で再び稗二一石四斗の下げ渡しがあり、五か年賦で年四三石八升ずつ詰戻すことになっており、二〇七軒で均等割して一軒当り稗二斗四合二勺ずつ出しています（史料45）。従って、文久二年から十年間は毎年四五石前後の詰戻しが行われたこととなります。

三、養料金小割帳の名称

小川村以外の武蔵野新田は養料金制度の対象地域ですので、小川村を除いた五か村に数多くの養料金関係史料が残されており、その内二一六の史料を当史料集に収録しました。収録した史料の中でも養料金を戸別に割り渡した小割帳は、養料金制度の推移と実態を把握する上で基本史料となりますので、以下にその内容について見てみたいと思います。

最初に名称ですが、明和二年（一七六五）以降は基本的に「武蔵野新田養料金割渡小前帳」となっています。宝暦以前の史料には武蔵野新田という冠称はなく、安永三年（一七七四）までは養料金の後に「貸付」が入っています。文化六年（一八〇九）以降は、廻り田新田では基本的に割渡から「請取」に変わり、大沼田新田では割渡が外されることが多くなります。また、廻り田新田では天明六年（一七八六）以降は再び武蔵野新田という冠称が外され、小川新田では養料金ではなく「養料肥代金」と記されています。

四、養料金制度の推移

養料金制度の基本史料としては「南北武蔵野新田養料金始末書」があり、『国分寺市史中巻』第二章第七節「武蔵野新田の養料金と溜穀制度」に詳しく説明されていますので、その概略をまとめると表2「養料金高の推移」のようになります。

【表2】 養料金高の推移

西暦	年代	養料金高	1軒分
1750	寛延3年	406両	永271文
1751	宝暦元年		永278文
1752	宝暦2年		永259文
1753	宝暦3年		永253文
1754	宝暦4年	203両	
1767	明和4年		永134.875文
1768	明和5年	422両1分 永102.878文	金1分 永27.7文
1788	天明8年	440両	
1794	寛政6年	408両1分 永21.988文	
1798	寛政10年	432両2分 永146.98文	

この経過を箇条書きにし、年代順に並べると次のようになります。

- ① 元文三年（一七三八）の大凶作で、武蔵野新田の出百姓は極度に困窮し、江戸や町場などに奉公・日雇い稼ぎとして出てしまい、残った者も夫食に差し支えて人馬多数が渴死した。
- ② 元文四年（一七三九）に、川崎平右衛門はその救済方法として養料金制度の上申をし、幕府から四千六〇両の出資金が渡された。
- ③ 養料金は、糠・麦粕・干鰯などの金肥を仕入れて関野陣屋に運び、開発反別に応じて渡す金額分の金肥を養料として出百姓に支給した。
- ④ 養料金制度は貯穀と夫食拝借の意味を含み、大麦・小麦・粟・稗・蕎麦・蕙苡仁（はとむぎ）を作柄に応じて差し出し貯穀させた。
- ⑤ 寛延二年（一七四九）に、武蔵野新田は関東郡代伊奈半左衛門の支配を受けるようになり、養料金制度が引き継がれた。
- ⑥ 寛延三年（一七五〇）から宝暦三年（一七五三）まで、武蔵野新田に対して四百六両が割り渡され、一軒当り永二七一文、二七八文、二五九文、二五三文が年々下付された。
- ⑦ 宝暦四年（一七五四）から明和四年（一七六七）まで、養料金の割り渡し高を半減し毎年二百三両ずつとし、十四年賦で幕府から拝借した元金として毎年二九〇両を返済した。
- ⑧ 明和四年（一七六七）には、養料金の下付が廃止され、一軒当り永一三四文余が渡された。
- ⑨ 明和五年（一七六八）からは、宝暦四年までの利倍金四千二〇〇両を元金として利倍を行い、その利息金を農民に割り渡すようにした。
- ⑩ 寛政四年（一七九二）に、関東郡代伊奈半左衛門忠尊の失脚により、養料金の事務は代官伊奈友之助忠富に引き継がれた。
- ⑪ 寛政六年（一七九四）の養料金は、金四〇八両一分永二一文九分八厘八毛
- ⑫ 寛政十年（一七九八）の養料金は、金四三二両二分永一四六文九分八厘
- ⑬ 文化十一年（一八一四）には、養料金の元金が五千両余になり、その内五一三両余が一軒に付永三一七文ずつ割り渡された。

以上が養料金制度の推移の概略ですが、『国分寺市史』は「友之助支配以降の養料金・溜穀については、史料が欠如していることもあって、多くは明らかにできない。」としています。制度的なことについては余り書かれていませんが、本史料集によって養料金割渡高の実態については詳細に把握できますので、次にまとめておきたいと思います。

五、養料金割渡高

本史料集に収録した養料金割渡小前帳等によって、表3「養料金割渡高比較表（1軒分）」を作成しましたのでご覧ください。

【表3】養料金割渡高比較表（1軒分）

西暦	年月	大沼田新田	廻り田新田	その他	村名
1759	宝暦9年12月		金2朱42文		
1761	宝暦11年9月		金2朱25文		
1762	宝暦12年10月		金2朱39文		
1763	宝暦13年10月	永137.1文	永137.1文		
1764	明和元年9月		金2朱23文		
1765	明和2年9月		永135.695文		
1766	明和3年10月	永135.3文			
1767	明和4年9月	永134.8文	永134文余 ※1		
1768	明和5年11月		金1分永27.6文		
1769	明和6年10月	永274.7文	永274.791文		
1770	明和7年11月	永274.1文	金1分永24.077文		
1771	明和8年10月	永274文			
1772	明和9年10月	金1分永21.26文	金1分永21.26文		
1773	安永2年10月	金1分永19.357文			
1774	安永3年11月	金1分永19.874文	金1分永19.874文		
1775	安永4年11月	金1分永18.672文		金1分永18.672文	野中新田
1776	安永5年11月	金1分永17.82文	金1分永17.82文		
1778	安永7年10月	金1分永14.964文	金1分永14.964文		
1779	安永8年10月	金1分永13.476文		金1分永13.476文	鈴木新田
1780	安永9年10月		金1分永11.68文		
1781	天明元年10月	金1分永11.033文	金1分永11.033文	金1分永11.03文	小川新田
1782	天明2年10月	金1分永10.07文	金1分永10.07文		
1783	天明3年11月		金1分永8.794文		
1784	天明4年10月		金1分永8.794文		
1785	天明5年10月	金1分永8.636文			
1786	天明6年10月	金1分永11.715文	金1分永11.715文		
1788	天明8年10月		金1分永18.782文		
1789	寛政元年10月			金1分永18.293文	小川新田
1790	寛政2年10月	金1分永16.835文	金1分永16.835文		
1791	寛政3年10月	金1分永15.873文			
1792	寛政4年11月	金1分永16.193文	金1分永16.193文		
1794	寛政6年閏11月		永246.39文		
1795	寛政7年11月	金1分永11.26文	金1分永11.26文		
1796	寛政8年11月	金1分永10.94文	永260.94文		
1797	寛政9年12月	金1分永10.31文			
1798	寛政10年12月	金1分永10.31文	金1分永10.31文		
1799	寛政11年12月	金1分永46.9文	金1分永46.9文		
1800	寛政12年11月	金1分永59文	金1分永59文		
1801	享和元年12月	金1分永60.1文	金1分永60.1文		
1802	享和2年12月	金1分永66.7文	金1分永66.7文		

1803	享和3年11月	金1分永67.4文	金1分永67.4文		
1804	文化元年12月	金1分永66.8文	金1分永69文 ※2		
1805	文化2年12月	金1分永67.3文	金1分永67.3文		
1806	文化3年12月	金1分永70.4文	金1分永70.4文		
1807	文化4年12月	金1分永67.6文			
1808	文化5年12月	金1分永67.8文	金1分永67.8文		
1809	文化6年12月	金1分永68.3文	金1分永68.3文		
1810	文化7年12月	金1分永68.6文	金1分永68.6文		
1811	文化8年12月	金1分永68.1文	金1分永68.1文		
1812	文化9年12月	金1分永68.6文	金1分永68.6文		
1813	文化10年閏11月	金1分永69.1文	金1分永69.1文		
1814	文化11年12月	金1分永68.48文	金1分永68.6文		
1815	文化12年12月			金1分永68文	小川新田
1816	文化13年12月	金1分永67.783文	金1分永67.783文		
1817	文化14年12月	金1分永67.1文	金1分永67.1文	金1分永67.1文	鈴木新田
1818	文政元年12月		金1分永67.561文		
1819	文政2年12月		金1分永66.721文		
1820	文政3年12月	金1分永66.22文	金1分永66.22文		
1821	文政4年12月	金1分永3.326文※3	金1分永3.356問		
1822	文政5年12月	金1分永3.1文	金1分永3.1文		
1823	文政6年12月	金1分永3.716文	金1分永3.716文		
1824	文政7年12月	金1分永3.559文	金1分永3.559文		
1825	文政8年12月		金1分永3.004文		
1826	文政9年12月		金1分永4.008文		
1827	文政10年12月	金1分永4.547737文	金1分永4.547737文	金1分永4.547737文	鈴木新田
1828	文政11年12月	金1分永4.3123文	金1分永4.3123文		
1829	文政12年12月	金1分永4.526文	金1分永4.526文		
1830	文政13年12月	金1分永4.28文	金1分永4.280056文		
1831	天保2年12月	金1分永4.1907文	金1分永4.1907文		
1832	天保3年12月		金1分永4.1文		
1833	天保4年12月	金1分永4.13文	金1分永4.13文		
1834	天保5年12月		金1分永3.145文		
1835	天保6年12月	金1分永3.368文	金1分永3.368文		
1836	天保7年12月	金1分永3.1文	金1分永3.1文		
1837	天保8年12月	金1分永3.26文	金1分永3.26文		
1838	天保9年12月	金1分永3.415文	金1分永3.415文		
1839	天保10年12月	金1分永3.327文			
1840	天保11年12月	金1分永2.62文	金1分永2.62文		
1841	天保12年12月	金1分永2.996文	金1分永2.996文		
1842	天保13年12月	金1分永3.064文	金1分永3.064文		
1851	嘉永4年12月		金2朱永2.077文		
1853	嘉永6年12月	金2朱永2.076文	金2朱永2.077文		
1855	安政2年11月		金2朱永2.2335文		
1857	安政4年11月		金2朱永1.694文		
1858	安政5年5月		永126.53文		

1860	万延元年閏3月		金2朱永1.376文		
1861	文久元年8月	永126文	金2朱永1文		
1862	文久2年6月	永125.8文	金2朱永0.8文		
1863	文久3年6月		金2朱永0.91文		
1864	元治元年5月		永125.608文	永125.6文	鈴木新田
1865	元治2年4月		永125.451文		
1866	慶応2年6月		永125.301文		
1871	明治4年12月		金1分永85.333文		
※1	正確には永134.8文				
※2	金1分永66.8文の計算違い				
※3	金1分永3.356文の計算違い				

大沼田新田と廻り田新田に数多くの史料が残っており、比較できますので養料金の一軒当りの割渡高を見てみますと見事に符合しているのが分かります。注に示しましたが、明和四年（一七六七）は文以下の数字が記されていませんが正確な計算は一致しますし、文化元年（一八〇四）と文政四年（一八二一）は計算違いです。違いがあるのは文化十一年（一八一四）くらいで、一分程度の違いです。その他はほとんど毛の単位まで符合しています。このことから、養料金の割り渡しは武蔵野新田の家数に応じて正確に計算されて配分されていたことが分かります。

また、この表から明和四年（一七六七）までは永一六七文から一三四文までの割渡高であり、明和五年（一七六八）には永二七七文に倍増しています。その後は、寛政六年（一七九四）に一時的に永二四六文に落ち込みますが、寛政十年（一七九八）までほぼ永二六〇文台で推移し、寛政十一年（一七九九）には二九七文弱となり享和元年（一八〇一）から文政三年（一八二〇）までは永三一〇文台を維持しています。文政四年（一八二一）には永二五三～四文に減少し、それが天保十三年（一八四二）まで続きます。その後天保十四年（一八四三）から嘉永三年（一八五〇）までの八年間は中断し、嘉永四年（一八五一）からは半額の永一二七文で再開されますが、安政五年（一八五八）までは二年に一度の割り渡しです。万延元年（一八六〇）からは毎年になり永一二六文から一二五文で推移して慶応二年（一八六六）まで続き、明治四年（一八七一）十二月に最後の割り渡しが行われています。

この最後の割り渡しについては、小平市史料集第六集『御用留（大沼田新田4）』に記載されているように残った元金を割り返したもので、金五七六両三分永一六五文九分を一、六二五軒に割、一軒に付永三五五文二厘ずつ割り渡したものです。

以上のことから養料金制度は武蔵野新田の村々にとってとても大切な助成金だったことが分かりますが、小川村の貯穀制度と比較するために天保七年の年貢と比較してみましょう。大沼田新田の天保七年の年貢は永二三貫七二九文で養料金は金一一両永一四〇文六分ですから、年貢の四六・九五パーセントを養料金として支給されており、廻り田新田の年貢は永八貫六〇九文五分で養料金は金三両三分永四六文五分ですから、年貢の四四・一パーセントに当たります。小川村では天保七年に貯穀返納のために年貢の三四・五パーセントに相当する稗の返納をしているのに対し、大沼田新田や廻り田新田では年貢の四五パーセント前後を支給されていたこととなります。

六、あとがき

養料金制度については『小平町誌』にも記述され、御用留にも数多くの史料が残されていることから注目していた史料の一つですが、調べる機会がないままに現在まで経過してきました。当史料集を刊行するに当り改めて調べてみて武蔵野新田にとっていかに重要な資料かが良く分かりました。この解題では概略を説明したに過ぎませんが、今後の研究のために活用され、武蔵野新田の歴史の解明に役立てていただくことができれば幸いです。

最後に、昨年度から市民参加による史料集作りに取り組んでおり、今年度も図書館ボランティアの方々に協力をお願いしました。原文の解読を岡田美枝子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・鳥毛一陽・羽山淳子・日野久美子・藤井一栄・牟田美津子の各氏にさせていただきました。また、校訂と解題作成は田廣一が担当、印刷のための原稿作成は古文書齋の間形志津子が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。